

港区との東京湾大華火祭の共催に関する協定の締結について

☞ **区制施行80周年記念事業として、令和8年度に開催予定の東京湾大華火祭（以下「華火祭」という。）について、港区と共催に関する協定を締結する。**

1 経緯

本年7月、華火祭を区制施行80周年記念事業として、令和8年10月24日（土）に開催することを決定した。

共催を含む協力体制について近隣区等との協議を重ねる中、港区においては、東京港を会場とする花火大会を想定したイベント実施による経済波及効果の調査を行うなど、共催に向けた検討を進め、華火祭の準備経費を含めた補正予算案を令和7年第3回港区議会定例会に提出し、議決された。

これを受け、港区から華火祭の共催について申し出があったことから、連携・協力に関する協定を締結するものである。

2 協定の概要

（1）目的

本区及び港区が連携・協力して華火祭を開催することにより、両区の魅力を区内外に広く発信するとともに、さらなる活気や賑わいを創出することを目的とする。

（2）連携及び協力事項

ア 華火祭の開催に関する事項

イ 華火祭の開催に向けた準備に関する事項

※協定締結に伴い、東京湾大華火祭実行委員会に港区の担当副区長及び会計管理者が委員として参画する。

（3）協定締結期間

協定締結日から令和9年3月31日

（4）協定書（案）

別紙のとおり

3 協定締結予定日

令和7年11月5日（水） ※同日に、本区庁議室にて協定締結式を実施予定

(案)

東京湾大華火祭の共催に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と港区（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次の条項により、東京湾大華火祭（以下「華火祭」という。）の共催に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、及び協力して、華火祭を開催することにより、両区の魅力を区内外に広く発信するとともに、さらなる活気や賑わいを創出することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

（1）華火祭の開催に関する事項

（2）華火祭の開催に向けた準備に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、甲乙協議により必要と認める事項

（役割分担）

第3条 前条に係る甲及び乙の役割分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）甲 次に掲げる事項

ア 華火祭の企画、広報、実施等の準備から開催までに係る業務全般

イ 華火祭の経費の負担に関する事項

（2）乙 次に掲げる事項

ア 華火祭の準備及び開催に関する業務への連携及び協力

イ 華火祭の経費の負担に関する事項

（経費）

第4条 次に掲げる経費は、甲及び乙の負担とし、負担の割合及び負担金の支出については甲乙協議の上、決定するものとする。

（1）華火祭の開催に要する経費

（2）華火祭の開催に向けた準備に要する経費

2 各号に掲げる経費以外の経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 前項に規定する協定期間（以下「協定期間」という。）は、甲乙協議の上、更新することができる。この場合において、更新後の協定期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(案)

(協定の変更及び解除)

第6条 本協定の内容の変更又は解除は、変更又は解除を希望する日の1か月前までに甲又は乙から申し出るものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、本協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある者をいう。）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方が脅迫的若しくは暴力的な要求又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があつたとき。

3 前項の規定により本協定を解除したものは、本協定が解除されることにより相手方に損害が生じた場合であつても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定による連携及び協力において知り得た秘密を、相手方の承諾を得ずに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が理由の如何を問わずに終了した後も、有効に存続するものとする。

(疑義等の処理)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年11月5日

甲 中央区

東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区長

乙 港区

東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区長